

平成22年度

## 幼稚園就園奨励費の手続きを…

市では、幼児教育推進のために、3〜5歳児を幼稚園に通園させている家庭に対し、世帯の市民税額に応じて保育料の減免措置を行っています。

### 〔対象となる家庭〕

次の①から③をすべて満たしている家庭が対象です。

①市内在住

②市内又は市外の私立幼稚園（学校教育法に基づいて設置された幼稚園）に3〜5歳児を通園させている

③左表の区分に該当する税の条件は、平成22年度の市民税で審査します。課税額は世帯の合計額です。

### ★申請方法

通園している幼稚園から申請書を保護者に配付します。必要事項を記入のうえ、各幼稚園の提出期限までに提出してください。

年間保険料の合計額が補助限度額以内の場合は、保育料

の合計額となります。

※市民税の申告（所得税の確定申告）がまだ済んでいない世帯は、審査が受けられません。お早めに申告を済ませてください。

★学校教育課 ☎ 25 1149



## きれいなツツジありがとう！

本庄市本庄婦人会（片貝弥生会長）から4月に開所した「いずみ保育所」にヒラドツツジ200本が贈られ、植栽も手配していただきました。子どもたちの危険防止も兼ねてとの婦人会のお心づかいで、道路や駐車場のまわりを中心に植えられました。ありがとうございました。

◎表1 園児に小学校1〜3年生の兄・姉がいる場合

| 区 分                  | 補助限度額（年額） |           |
|----------------------|-----------|-----------|
|                      | 在園中の第2子   | 在園中の第3子以降 |
| 非課税世帯                | 218,000 円 | 299,000 円 |
| 所得割非課税世帯             | 218,000 円 | 299,000 円 |
| 所得割課税額が34,500円以下の世帯  | 155,000 円 | 299,000 円 |
| 所得割課税額が183,000円以下の世帯 | 108,000 円 | 299,000 円 |

### 【第〇子の数え方】

- (例1) 長女が小学校2年生、二女が幼稚園児の場合…二女は第2子となり、第2子の額が適用されます。
- (例2) 長男が小学校5年生、二男が小学校3年生、三男が幼稚園児の場合…三男は第2子の額が適用されます。

◎表2 園児に小学校1〜3年生の兄・姉がいない場合

| 区 分                  | 補助限度額（年額）                           |                            |                                  |
|----------------------|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------------|
|                      | 1人就園の場合又は同一世帯から2人以上就園している場合の園児（第1子） | 同一世帯から2人以上就園している場合の園児（第2子） | 同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降） |
| 非課税世帯                | 190,000 円                           | 245,000 円                  | 299,000 円                        |
| 所得割非課税世帯             | 190,000 円                           | 245,000 円                  | 299,000 円                        |
| 所得割課税額が34,500円以下の世帯  | 106,000 円                           | 203,000 円                  | 299,000 円                        |
| 所得割課税額が183,000円以下の世帯 | 43,600 円                            | 172,000 円                  | 299,000 円                        |

※表1・2とも「第〇子」と数える場合、小学校4年生以上のお子さんや幼稚園等に入っていない乳幼児はカウントの対象になりません。





# 子ども手当の現況届を...

4月から、「子ども手当制度」が始まりました。「子ども手当現況届」は、手当の継続を確認するために提出していただくものですが、届出が必要かどうか、下記の図をご覧ください、必要な人は、提出をお願いします。

★子育て支援課 ☎ 1130、市民福祉課 ☎ 1331 (内線316)

## 現況をお知らせください

『子ども手当現況届』は、手当を継続して受給する要件を確認するために必要な手続きです。

下図に示した該当者には、6月上旬に届出用紙を郵送します。本年6月1日における状況を記載し、必要書類を添えて提出してください。

届出をしないと、資格があっても支給が停止されます。

集中受付期間は次のとおりですが、この期間に届出ができない場合でも、必ず6月中旬に提出してください。

### 集中受付期間

6月14日(月)～25日(金) (土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

### 提出場所

子育て支援課(市役所1階)  
市民福祉課(総合支所1階)

### 郵送で提出する場合は

郵送による提出は、消印日が届出日となります。不着、遅延等により期限に間に合わなかった場合は、支給が停止されますので早めに郵送してください。

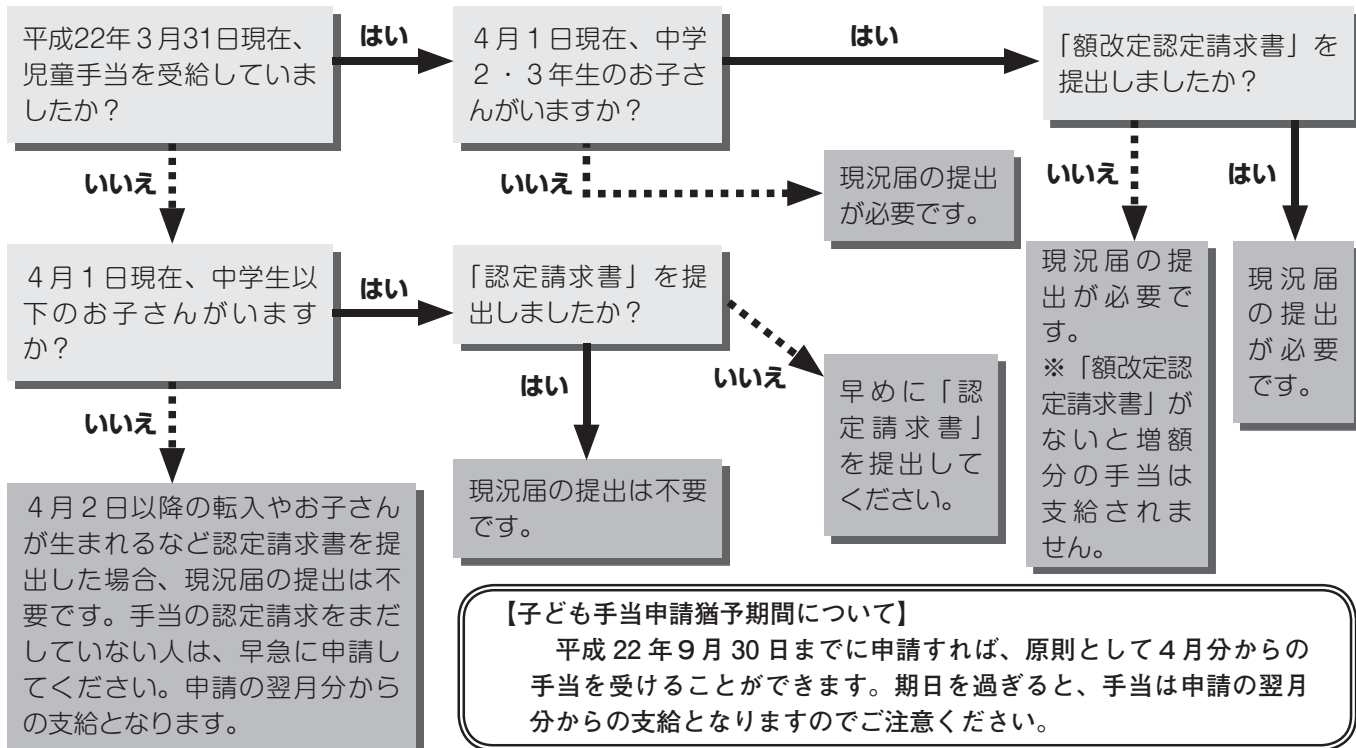
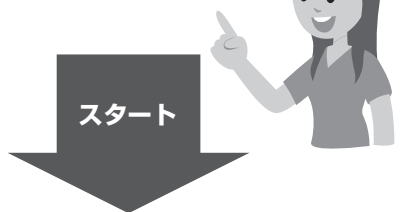
なお、郵送の場合は、郵送事故の防止のため、簡易書留、特定記録郵便など記録に残るもので郵送することをお勧めします。書き漏れ等があった場合は、再度提出していただくことがありますのでご注意ください。

郵送先 〒367-8501  
本庄市本庄3-5-3  
本庄市役所子育て支援課

### 届出が不要な人は?

平成22年3月31日時点で児童手当を受けていない人で、子ども手当の認定請求書を提出した人、3月中に児童手当を申請し4月分から手当が発生する人は、現況届の必要はありません。  
お子さんの状況によって要・不要が変わってきますので下の表でご確認ください。

### 現況届はいるの?



**【子ども手当申請猶予期間について】**  
平成22年9月30日までに申請すれば、原則として4月分からの手当を受けることができます。期日を過ぎると、手当は申請の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

※上図で現況届の提出が必要な人で、届出用紙が届かない人はお問い合わせください。